

# 構内放置自転車・原付の一斉撤去・処分について

告知期間 : 2024 年 10 月 31 日 (木) ~ 2024 年 11 月 15 日 (金)

実施方法 :

- ① 構内に駐輪されている自転車・原付のうち、2024 年度の未登録車両全てに告知書を取り付けます。
- ② 告知書が取り付けられた車両を今後も構内で利用する場合は、告知書を取り外し、速やかに登録して下さい。
- ③ 告知期間終了後も告知書が取り付けられた状態の未登録車は移動の上施錠し、12 月 2 日頃より、部局事務やポータル、HP を通じて所有者確認を行います。また 2025 年 1 月 15 日までに引き取りがない場合は廃棄処分します。

【本件に関する問合せ先】

本部環境課交通管理チーム

E-mail : koutsuu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

交通関係HP→



# 構内放置自動二輪車の一斉撤去・処分について

通知等期間：2024年10月31日（木）～2025年3月4日（月）

実施方法：

- ① 構内に駐車されている自動二輪車のうち、2024年度の未登録車全てに通知書を取り付けます。
- ② 通知書が取り付けられた未登録車を、今後も構内で利用する場合は通知書を取り外し、速やかに登録して下さい。
- ③ 通知書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した場合は警告書を取り付け、12月2日頃より、部局事務やポータル、HPを通じて所有者確認を行います。
- ④ 警告書が取り付けられた状態で2ヶ月が経過した場合は最終処分通告書を取り付けます。
- ⑤ 最終処分通告書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した未登録車は、所有する意思が無いものとして2025年3月4日以降、廃棄処分します。

【本件に関する問合せ先】

本部環境課交通管理チーム

E-mail : koutsuu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

交通関係HP→

